

令和7年度静岡茶海外戦略展開支援事業公募要領

令和7年5月8日
静岡県お茶振興課

1 目的

海外需要に応じて、静岡茶の輸出を促進する取組の支援を実施することにより、本県の茶業の再生及び発展を推進することを目的とします。

2 補助の対象

(1) 海外販路開拓支援事業

茶業関係団体及び産業支援機関等で組織するコンソーシアムが連携して行う、海外での大規模販路開拓に取り組む事業

(2) 輸出拡大生産転換設備等導入支援事業

輸出生産拠点の茶業者等が行う、輸出需要に対応した茶の生産体制への転換を図るために必要な施設又は設備等を導入する事業

(3) 輸出拡大生産体制強化支援事業

輸出生産拠点の茶業者等が行う、輸出需要の高い有機茶やてん茶等の生産に適する品種への改植や、被覆栽培へ転換に取り組む事業

3 事業実施主体、補助率（額）及び補助額の上限

区 分		事業実施主体	補助率（額）	補助額の上限
2の（1）の事業		県内の茶業関係団体及び産業支援機関等の2者以上により組織する共同事業体等	1/2 以内	1,000 万円
2の（2）の事業			1/2 以内	1,500 万円
2の（3）の事業	改植	輸出生産拠点の茶	15.2 万円/10a 以内	15.2 万円/10a 以内
	植栽初期管理	工場経営者又は茶	14.1 万円/10a 以内	14.1 万円/10a 以内
	被覆栽培への転換	生産者等	10 万円/10a 以内	10 万円/10a 以内

4 事業実施期間

交付決定日から令和8年3月末（2の（2）の事業においては2月末）まで

※交付決定前着手については、静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領第9の規定に定めるとおり

5 応募の流れ

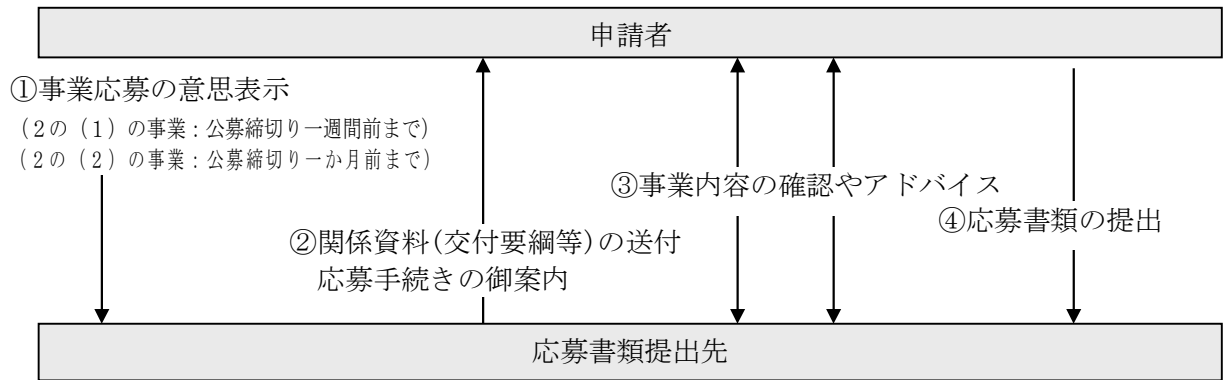
①本事業への応募を検討している方は、2の（1）の事業においては公募締切り一週間前までに、県お茶振興課まで、2の（2）の事業においては公募締切り一か月前までに、最寄りの農林事務所まで御連絡願います。

②連絡を確認後、交付要綱等関係資料の送付及び応募手続きを御案内します。

③事業計画の作成に当たっては、コーディネーターや県の担当者等が事業内容に関する確認やアドバイスをを行います。

④応募書類は、2の（1）の事業においては県お茶振興課、2の（2）及び（3）の事業においては事業実施主体の最寄り農林事務所に提出してください。

※応募書類の提出に当たっては、③の過程を経る必要がありますので、必ず事前に御連絡をお願いします。



6 応募書類の提出先

区 分	提出先	
2の(1)の事業	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県経済産業部農業局お茶振興課	電話：054-221-3297
2の(2)の事業	最寄りの農林事務所	
2の(3)の事業		

農林事務所	提出先		
富士農林事務所 企画経営課	〒416-0906 富士市本市場 441-1	fuji-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：0545-65-2197
中部農林事務所 企画経営課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	AF0-chubu-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：054-286-9262
志太榛原農林事務所 企画経営課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	AF0-shidahai-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：054-644-9225
中遠農林事務所 企画経営課	〒438-8558 磐田市見付 3599-4	nourin-chuen-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：0538-37-2285
西部農林事務所 天竜農林局 地域振興課	〒431-3313 浜松市天竜区二俣町 鹿島 559	seinou-ten-chiiki @pref.shizuoka.lg.jp	電話：053-926-2139

7 公募期間等

(1) 公募期間

区 分	公募期間	
	開始	締切
2の(1)の事業	令和7年5月12日(月)	令和7年6月30日(月) 17時必着
2の(2)の事業		令和7年8月29日(金) 17時必着
2の(3)の事業		

(2) 申請に当たっての注意点

公募締切後の書類の差し替えや追加は認めません。このため、提出された書類に著しい不備や記載不足等があった場合は申請を受け付けない場合があります。

8 交付対象事業の選定

- (1) 静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領第5の(1)のイ及びウの規定に基づき、審査において交付対象事業の選定を行います。
- (2) 2の(1)及び(2)の事業においては、審査会にて申請者によるプレゼンテーションを実施します。ただし、応募状況によっては、事前に書類審査を行うため、参加できない場合があります。成果目標における割合又はポイントが高いほど採点が高くなります。また、予算の範囲内での採択となるため、交付対象事業として選定されない場合もありますので、予め御承知の上、申請してください。

9 情報の公開等

本事業への応募にあたっては、次の事項について承諾いただくものとします。

- (1) 2の(1)の事業において、採択時や事業終了時に、採択されたコンソーシアム名称のほか、代表機関及び構成員の名称、事業計画の概要、事業の実績（成果物の画像等を含む）等について、県のホームページで公表すること。
- (2) 事業内容や成果について、発行物への記事掲載等に協力を要請する場合があること。

10 注意事項

- (1) 本事業への応募にあたっては、静岡茶海外戦略展開支援事業費補助金交付要綱及び同実施要領並びに本公募要領を熟読願います。
- (2) 補助事業の経費として計上できる費用は、交付要綱及び実施要領に定められたものであり、かつ、補助事業の実施期間内に履行・支出されたものに限られます。このため、事業の履行が確認できる資料や領収書等の支払いを証する書類等が無ければ補助対象経費として認められません。

11 問合せ先

静岡県経済産業部農業局お茶振興課お茶振興班

電話：054-221-3297

Eメール：ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp